

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 川北町

令和8年9月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.9	%
全職員	86.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	98.1	%
本庁課長補佐相当職	102.8	%
本庁係長相当職	103.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	107.4	%
31～35年	90.1	%
26～30年	86.9	%
21～25年	81.5	%
16～20年	63.8	%
11～15年	74.1	%
6～10年	92.2	%
1～5年	87.2	%

【説明欄】

- ・昨年度に比べ、役職段階別でみると、「課長相当職」に男性管理職員が1名役職定年を迎え、1名減となったことと、男性職員が課参事に昇格したため、割合が多少増加している。「課長補佐相当職」では、制度改正により子の扶養手当が増額になったことから割合が減少している。昨年度から引き続き主に男性職員が扶養手当の受給していることに起因している。
- ・扶養手当は、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は74%となっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、日額・時間額で支払われている職員については、週労働時間数が職員ごとに異なり、これを加えて算出すると男女間の給与差が正しく把握できないため除外している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
管理的地位にある職員	27.3%

【説明欄】

体力的な問題や、仕事と家庭の両立の関係で、一定数登用はできているが、ここ数年の割合は横ばいの状況となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
本庁課長相当職	27.3%
本庁課長補佐相当職	61.9%
本庁係長相当職	66.7%

【説明欄】

男性職員より女性職員数の割合が多いことと、課長相当職の枠にも限りがあることから、女性職員が課長補佐に留まっている状況となっている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区 分	令和7年度
男 性	100%
女 性	150%

(2) 会計年度任用職員

区 分	令和7年度
男 性	—
女 性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	100%	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	100%	—	—
12 月超 24 月以下	—	100%	—	100%
24 月超	—	—	—	—

【説明欄】

育児休業や部分休業を取得した職員については、主に勤続年数が10年未満の女性職員となっており、令和7年度も昨年度に引き続き男性職員にも育児休業取得者がみられた。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区 分	令和7年度
内部部局等	7. 6時間／月
内部部局等以外	7. 3時間／月

【説明欄】

令和7年度は突発的な選挙もあり、時間外勤務をした職員が複数の月で多数みられたが、業務分担の工夫や、週に1回はノー残業デーを設けるなど、仕事とプライベートのメリハリをつけるよう、特に近年は時間外勤務を減らしていく取り組みをしている。